

国際関連情報 Report from IFRS-IC

IFRS-IC 会議（2020年3月及び4月） 出席報告

みずほ証券(株) 市場情報戦略部 上級研究員
 公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長
 企業会計基準委員会 非常勤委員
 IFRS 解釈指針委員会委員

くまがい ごろう
 熊谷 五郎

I. はじめに

2020年3月3日及び2020年4月29日、IFRS 解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee、以下「IFRS-IC」又は「IC」という。）会議が、国際会計基準審議会（IASB）で開催された。3月3日の会議は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、ロンドンで開催された。筆者を含め、中国・韓国の東アジアからの委員、及びカナダからの委員はビデオ参加となった。4月29日の会議は、当初よりビデオ会議の予定であった¹。

本稿では、2020年3月及び4月会議における各議案の主な論点、筆者の発言を中心に報告する。また、3月・4月の会議には、証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions、以下「IOSCO」という。）を代表して、Committee 1 議長の園田^{まこと}周・金融庁総合政策局総務課国際証券規制調整官兼企画市場局企業開示課国際会計調整室長が発言権のあるオブザーバーとして出席した。園

田氏の発言も併せて報告したい。

なお、会議全体の要約については、IASB「IFRIC Update March 2020」及び「IFRIC Update April 2020」をご参照いただきたい²。

II. 2020年3月IC会議の概要

2020年3月会議の議題

2020年3月開催のIC会議は、6本の議題について審議した。なお、AP番号とは、討議資料（Agenda Paper）の番号のことである。また本稿で報告する順番は、「IFRIC Update March 2020」に基づく。内訳は、アジェンダ決定案に関する検討2件、アジェンダ決定案の最終化に関する検討4件であった。

1. アジェンダ決定案に関する検討（2件）

- AP2：リース料が変動するセール・アンド・リースバック（IFRS第16号「リース」）
- AP3：子会社に対する投資に係る繰延税金（IAS第12号「法人所得税」）

1 IFRS-IC 会議は、年6回開催されるが、うち4回がロンドンでの対面会議、2回がビデオ会議形式で開催される。

2 IFRS-IC 会議の議事要約「IFRIC Update」の企業会計基準委員会（ASBJ）による日本語訳は以下のリンクから閲覧可能。

<https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/ifric.html>

2. アジェンダ決定案の最終化に関する検討 (4件)

- AP4A：超インフレの在外営業活動体の換算—為替差額の表示 (IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」及び IAS 第 29 号「超インフレ経済下の財務報告」)
- AP4B：在外営業活動体が超インフレとなる前の為替差額累計額 (IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号)
- AP4C：在外営業活動体が初めて超インフレとなる際の比較対象金額の表示 (IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号)
- AP5：契約を履行するための訓練コスト (IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」)

このうち、筆者が主に発言したのは、AP2、AP4A、AP5であった。以下、これらのアジェンダについて、論点と筆者の発言について報告する。

3月 IC 会議における筆者の発言等

1. アジェンダ決定案に関する検討

AP2：リース料が変動するセール・アンド・リースバック (IFRS 第 16 号「リース」)

本アジェンダは、2019年11月会議で議論された案件の、継続審議事項である。リース料が変動するセール・アンド・リースバック取引から生じる使用権資産を測定し、取引日に認識する売却損益を決定するか、ということが論点であった。

要望書では、以下の2つの見解が示されていた。

- 見解 A：使用権資産は認識されず、当該取引前の売却価格と当該取引の対象資産の帳簿価格の差額全額が、取引日に売却損益として認識する。
- 見解 B：売り手である借り手が保持した使用権に関わる部分だけが認識され、繰り延べら

れた利得は、使用権資産から控除されて減価償却を通じて実現する。

2019年11月のIFRS-IC会議では、IFRS第16号の諸原則及び要求事項は、要望書に記載されたセール・アンド・リースバック取引の会計処理を企業が取引日において決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。2020年3月会議では、2019年11月会議の議論を踏まえた、アジェンダ決定案の文言について議論された。

本アジェンダに関して、筆者は以下のとおり発言した。

「要望書に示された取引例を会計処理するにあたり、IFRS第16号100項(a)『売手である借手はまた、たとえ当該リース料のすべてが変動であり指標又はレートに応じて決まるものではない場合であっても、取引日においてリース負債を認識する。リース負債の当初測定は、IFRS第16号の100項(a)を適用して使用権資産がどのように測定されるか（及び算定されるセール・アンド・リースバック取引に係る利得又は損失）の結果である。』を適用するとしている。まず100項(a)が適用されるのであれば、見解Bの会計処理となるとということには同意する。しかし、なぜ100項(a)がまず適用されるのか明らかではない。もう少し丁寧な説明が必要だと思う。」

それに対して、Sue Lloyd IFRS-IC議長より、「その件に関しては11月に議論したが、大切な指摘だ。」というコメントがあったが、残念ながら本3月会議の議論を踏まえて、IFRIC Update March 2020において公表された、アジェンダ決定案に反映させることはできなかった。

2. アジェンダ決定案の最終化に関する検討

AP4A：超インフレの在外営業活動体関連 (IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」及び IAS 第 29 号「超インフレ経済下の財務報告」)

本件は、2019 年 9 月会議後に公表されたアジェンダ決定案に対するコメントを踏まえて、アジェンダ決定の最終化を図ることが目的であった。

本件に係る要望書は、IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号の適用に関するもので、論点は、超インフレ経済下で、企業が修正再表示及び換算の影響額を財政状態計算書においてどのように表示するか、であった。当該影響額の表示について、次の 3 つの見解が示されていた。

- 見解 A：修正再表示からの影響額を直接資本に表示し、換算からの影響額をその他の包括利益 (OCI) に表示する。
- 見解 B：修正再表示及び換算影響額の合計額を OCI に表示する。
- 見解 C：修正再表示及び換算影響額の合計額を直接資本に表示する。

本 IASB スタッフの分析は当初より一貫して、IFRS の関連規定は、見解 A 及び見解 B のみが認められると結論づけており、本アジェンダ決定も 2 つの見解に基づく会計処理を容認するものであった。本アジェンダに関する筆者の発言は以下のとおりである。

「スタッフの分析、及び提案に賛成する。費用・収益にかかわらず、この項目は OCI に表示されるべき。個人的には、見解 A のアプローチが望ましいと思う。資本直入という見解 C より、OCI に入れて注記するという見解 B のほうが、利用者にとっては使い勝手が良いと思う。本アジェンダ決定では、見解 A、見解 B の二つの見解に基づく会計処理が容認されているが、見解 A はコストの高さから一般的ではない。本アジェンダ決定によって、次善の解ではあるが、見解 B による会計処理に統一され

る方向に向かい、結果として実務のバラつきが低減すると思う。そうした実務の統一が図られることは、利用者にとってもありがたい。」

また本件に関しては、IOSCO Committee 1 の議長である、園田氏より

「結論に反対する立場にはなく、あくまで一般論であるが、規制当局の立場からは、会計処理に複数の選択肢を認めるのはエンフォースメントの面から好ましくない。またこういう古く、すでに定着している会計基準についても、適用後レビュー (PIR) を行うことを提案する。PIR を実施することで、このような問題にも対処しやすくなるのではないか。」

との発言があった。

AP5：契約を履行するための訓練コスト (IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」)

本アジェンダでは、顧客との契約を履行するために生じる訓練コストを、無形資産として認識するのか、発生時に費用として認識するのかが論点であった。

3 月会議では、2019 年 9 月の暫定的なアジェンダ決定案に対するコメントを踏まえて、アジェンダ決定案の文言を修正して、最終化された。3 月会議における論点は、IAS 第 38 号「無形資産」第 15 項で記述されている「訓練コスト」を、アジェンダ決定の文言上どう言及するかであった。スタッフによる修正案では、「企業は、当初訓練から生じると期待される将来の経済便益に対して、無形資産の定義を満たす支配を有していない。」とされていた部分を、「無形資産の定義を満たすのに十分な支配は有していない。」と再修正した上で、全会一致で最終化した。

本アジェンダに関して、筆者は、「今回のスタッフの分析とアジェンダ決定案に賛成する。9 月に指摘した問題点が解決され、論旨が明確になったと思う。これによって、実

務のバラつきが抑制されるであろうことは、利用者から見ても、歓迎すべきことである。」と発言した。

Ⅲ. 2020年4月IC会議における筆者の発言等

2020年4月29日開催IFRS-IC会議はグローバル・ビデオ会議で、議題は、2件のみであった。

- AP2:「資産の回収に関する複数の税務上の帰結 (IAS 第12号「法人所得税」)」に係るアジェンダ決定案の最終化
- AP3:「サプライチェーン・ファイナンス契約 (リバース・ファクタリング)」に係る要望書に関してIASBスタッフが行ったリサーチ及びアウトリーチ結果の要約

筆者は、AP3のサプライチェーン・ファイナンス (SCF) 契約に関するアジェンダについて意見を述べた。

本件に関する要望書は、SCF契約、特にリバース・ファクタリング契約に関連した負債の表示及び開示について質問していた。

一般的なファクタリングによる資金調達では、企業が有する未払いの売掛金をファクタリング会社に売却することによって、支払い期日前に資金調達をする。このように、主に売掛債権を有する企業の資金調達手段となっている。それに対して、リバース・ファクタリングとは、買掛金を有する企業側がファクタリング会社に依頼をし、取引先への支払いを代行してもらうという取引である。これによって、買掛金の支払いを実質的に先延ばしにする効果があるために、資金繰りに余裕を持たせることができる。

本件に関する筆者の発言は以下のとおりである。

「本件は、格付機関 Moody's Investor

Service のクレジット・アナリストによって提起されたものであるが、SCF、特にリバース・ファクタリングに係る不十分な開示に対する財務諸表利用者の懸念を代弁したものであると理解している。SCFは、実際には不安定な営業キャッシュフローを均して見せる、隠れ債務の性格を有している。事実、経営破綻した英国第2位の建設会社であったカリリオン社 (Carillion) や、スペインのアベンゴア社は、SCFによって、資金繰りを実態以上によく見せていたことが指摘されている。

また要望書は、

- SCFを利用している企業とそうでない企業の比較が困難になる
 - 有利子な性格を持つ負債の性格が、SCF契約によって曖昧になる
 - SCFに関わる開示を適切というには程遠く、デフォルトリスクを分析するのは困難
- などの問題点を指摘している。

IASBスタッフはリサーチの結果、要望書が指摘したこれらの3つの問題について、根拠があると認められたのか、またその場合どの程度深刻か分析済みなのかどうかを聞きたい。

また、注記開示ばかりでなく表示も改善が必要のような気がしている。単に、アジェンダ決定で十分なのか確信が持てない。基準改正が必要なのではないかという感触を持っている。」

これに対して、IASBの担当スタッフより、「SCF取引に関する分析に際して、財務諸表にどんな情報が必要か、利用者個人及び利用者グループにアウトリーチした。要望書の提起した問題については、特に比較可能性の問題を指摘する声が強かった。今後、6月のIFRS-IC会議に向けて、IFRS基準の関連規定で求められる開示が、財務諸表利用者の情報ニーズに合致しているかを分析した上で、現在の規定で十分な開示が可能か、それとも基準改正が必要かを考えていきたい。」

との回答を得た。また、基準設定が必要になるのではないかという筆者の指摘に対しては、欧州規制当局オブザーバーから賛意が示された。

本件については、6月16、17日に予定されている次回IFRS-IC会議にて、より詳細に議論される予定である。